

【原子力災害対策編】

目 次

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
1	那珂市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2	那珂市における他の災害対策との関係	1
3	計画の修正	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
1	原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	2
2	核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態	2
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
1	那珂市	3
2	那珂市教育委員会	3
3	茨城県	3
4	茨城県教育委員会	4
5	茨城県警察本部	4
6	指定地方行政機関	4
7	自衛隊	6
8	指定公共機関	6
9	指定地方公共機関	8
10	公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	8
第7節	計画の対象となる範囲及び対応	9
1	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	9
2	計画における対応	10
第8節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	
1	原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	10
2	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	11
第9節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	11

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針	13
第2節	原子力施設の安全確保	13
第3節	原子力事業者における防災体制の確立等	13
1	市と原子力事業者との連携	13

2	原子力事業者防災業務計画に関する協議等	14
3	報告の徴収と立入調査・検査	14
第4節	国・県等との連携	15
1	茨城県原子力防災連絡協議会の活用	15
2	原子力防災専門官との連携	15
第5節	緊急事態応急体制の整備	15
1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	15
2	オフサイトセンターの整備、管理	16
3	広域的応援体制	17
4	モニタリング体制等	17
5	長期化に備えた動員体制	17
6	防災関係機関相互の連絡体制	17
7	複合災害に備えた体制の整備	17
8	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	18
第6節	情報の収集・連絡体制の整備	20
1	情報の収集・連絡体制の整備	20
2	情報の分析整理	20
3	通信手段・経路の多様化	21
第7節	情報伝達・住民広報体制の確立	22
1	情報伝達・住民広報手段の整備	22
2	住民等への的確な情報伝達体制の整備	22
第8節	避難計画等の整備	23
1	避難計画の作成	23
2	避難所等の整備	23
3	学校等施設における避難計画の整備	24
4	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	24
5	住民等の避難状況の確認体制の整備	24
6	市外へ避難する被災者に情報を伝達する仕組みの整備	24
7	避難所・避難方法等の周知	25
第9節	要配慮者への対応	25
第10節	緊急輸送体制の確立	26
1	専門家の移送体制の整備	26
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	26
第11節	防災関係資機材等の整備	26
1	救助・救急活動用資機材の整備	26
2	消火活動用資機材の整備	26
3	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	26
第12節	物資の調達、供給活動	27
第13節	原子力災害医療体制の確立	27

1	市及び防災関係機関の協力	27
2	原子力事業所における原子力災害医療体制の整備促進	27
3	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	27
4	救命の優先	28
第14節	教育及び防災訓練等の実施	28
1	防災業務関係者等の研修	28
2	防災訓練計画の策定	29
3	実践的な訓練の実施と事後評価	30
4	自主防災組織等の育成	30
第15節	住民に対する防災知識の普及	31
第16節	業務継続計画の策定	31
第17節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	31
第18節	災害復旧への備え	32
第3章	緊急事態応急対策	
第1節	基本方針	33
第2節	事故発生時における連絡及び初期活動	33
1	事故発生時の通報連絡	33
2	事故発生時の広報	35
3	防災関係機関相互の連携	35
4	通信連絡の方法	35
5	活動体制	35
6	初期活動	36
第3節	那珂市原子力災害対策本部等の設置	39
1	事故発生時における市の体制及び職員の配備体制の基準	39
2	職員の動員配備体制の決定	40
3	那珂市原子力災害警戒本部の設置基準	40
4	那珂市原子力災害警戒本部設置の決定	40
5	那珂市原子力災害警戒本部の組織及び所掌事務	40
6	警戒体制から非常体制への移行もしくは警戒体制の解除	41
7	那珂市原子力災害対策本部の設置基準	41
8	那珂市原子力災害対策本部設置の決定	42
9	那珂市原子力災害対策本部の組織及び分掌事務	42
10	関係機関との連携	50
11	那珂市原子力災害対策本部の廃止基準	51
第4節	事故発生事業所の原子力防災要員の派遣	51
1	原子力防災要員等の県・市町村への派遣	51
2	原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣	51
第5節	関係機関等への協力要請	52

1	防災関係機関等への協力要請	52
2	自衛隊への災害派遣要請	52
3	原子力被災者生活支援チームとの連携	52
4	広域的な応援要請	52
第6節	緊急活動	53
第7節	オフサイトセンターでの協議及び連絡	53
第8節	広報	54
1	広報の基本方針	54
2	市の行う広報	54
3	原子力事業者の行う広報	55
4	その他の防災関係機関等の行う広報	55
5	事故の各段階に応じた広報	55
第9節	避難・屋内退避等	56
1	避難・屋内退避等の指標	56
2	避難・屋内退避等の防護活動の実施	56
3	避難所の開設・運営等	59
4	安定ヨウ素剤の配布及び服用	59
5	学校等施設における避難措置	60
6	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	60
7	飲食物・生活必需品等の供給	60
8	交通規制・警備等	60
9	治安の確保及び火災の予防	62
第10節	要配慮者への対応	62
1	広報	62
2	避難・屋内退避等	62
第11節	緊急輸送	63
1	緊急輸送の順位	63
2	緊急輸送の範囲	63
3	緊急輸送体制の確立	63
第12節	原子力災害医療への協力	64
第13節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	64
1	暫定飲食物摂取制限	64
2	飲食物等の摂取制限	64
第14節	防災業務関係者の安全確保	65
1	防災業務関係者の安全確保	65
2	防護対策	66
3	防災業務関係者の放射線防護	66
第15節	行政機関の退避	66
第16節	メンタルヘルス対策	67

1	住民等に対するメンタルヘルス対策	67
2	防災業務関係者に対するメンタルヘルス対策	67
 第4章 原子力災害中長期対策		
第1節	基本方針	68
第2節	原子力緊急事態解除宣言後の対応	68
第3節	放射性物質の除去等	68
第4節	各種規制措置の解除	68
第5節	広報	69
第6節	被害状況の調査等	69
1	住民の登録	69
2	被害調査	69
3	汚染状況図の作成等	69
4	被災者の生活の支援	70
第7節	住民等の健康影響調査等の実施	70
第8節	事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	71
第9節	物価の監視	71

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しても、この計画に準じて対応する。

第2節 計画の性格

1 那珂市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、那珂市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて作成したものである。

市及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 那珂市における他の災害対策との関係

この計画は、「那珂市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「那珂市地域防災計画 自然災害等対策編」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

また、原子炉が熔融炉心となり、水素爆発等によって格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合は、セシウム等が大量に放出される。

これらの場合において放射性物質は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合があります、それらの飛散に留意する。

2 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

(1) 火災、爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記1と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、放射性物質の放出に加え、中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮する。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「那珂市地域防災計画 自然災害等対策編」第1章第4節に定める「各機関の業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 那珂市

- 1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正
- 2) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- 3) 消防対策
- 4) 市災害対策本部の設置・解散
- 5) ボランティアの受入れ
- 6) 住民に対する広報及び情報伝達
- 7) 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限
- 8) 原子力災害医療措置への協力
- 9) 被ばく者、一般傷病者の救急搬送
- 10) 飲食物の摂取制限等
- 11) 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- 12) 環境中の放射性物質の除去等
- 13) 各種制限措置の解除
- 14) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- 15) 県の行う原子力防災対策に対する協力
- 16) 安定ヨウ素剤の配布、服用等の指示伝達、回収

2 那珂市教育委員会

- 1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- 2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- 3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 茨城県

- 1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正

- 2) 環境放射線の監視
- 3) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- 4) 県災害対策本部等の設置・解散
- 5) 自衛隊・国の専門家等の派遣要請、受け入れ
- 6) 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- 7) 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- 8) ボランティアの受入れ
- 9) 緊急時モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- 10) 県民に対する広報及び情報伝達
- 11) 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- 12) 原子力災害医療措置の実施
- 13) 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- 14) 緊急輸送及び必要物資の調達
- 15) 環境中の放射性物質の除去等
- 16) 各種制限措置の解除
- 17) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

4 茨城県教育委員会

- 1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- 2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- 3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

5 茨城県警察本部

- 1) 防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

6 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- 1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- 2) 警察通信の確保と統制
- 3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

(2) 関東財務局

- 1) 地方公共団体に対する災害融資
- 2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- 3) 国有財産の無償貸与

(3) 関東信越厚生局

- 1) 関係職員の現地派遣
- 2) 関係機関との連絡調整

(4) 関東経済産業局

- 1) 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力

- 2) 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- 3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保
- 4) 被災中小企業の振興
- (5) 茨城労働局
 - 1) 労働者の被ばく管理の監督指導
 - 2) 労働災害調査及び労働者の労災補償
 - 3) 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
- (6) 関東農政局
 - 1) 主要食糧の需給調整
 - 2) 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - 3) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - 4) 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
 - 5) 風評被害等の防止対策
- (7) 関東地方整備局（常陸河川国道事務所）
 - 1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
 - 2) 原子力防災に関する研究等の推進
 - 3) 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
 - 4) 活動体制の確立
 - 5) 関係者への的確な情報伝達活動
 - 6) 災害復旧に関すること
- (8) 関東森林管理局
 - 1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
 - 2) 国有林産物等の汚染対策
- (9) 関東運輸局
 - 1) 自動車運送業者に対する運送協力要請
 - 2) 自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
 - 3) 応急海上輸送の輸送力の確保
- (10) 東京航空局（百里空港事務所）
 - 1) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
 - 2) 飛行場使用の相互調整
- (11) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）
 - 1) 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
 - 2) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
 - 3) 海上における緊急時モニタリングの支援
 - 4) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - 5) 海上における救助・救急活動
 - 6) 緊急輸送に関すること
 - 7) 海上における治安の確保

(12) 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- 1) 気象状況の把握
- 2) 気象に関する資料・情報の提供
- 3) 緊急時モニタリングへの支援

(13) 関東総合通信局

- 1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- 2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- 3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- 4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- 5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

7 自衛隊

- 1) 緊急時モニタリングの支援
- 2) 被害状況の把握
- 3) 避難の援助
- 4) 行方不明者等の搜索援助
- 5) 消防活動
- 6) 応急医療、救護
- 7) 人員及び物資の緊急輸送
- 8) 危険物の保安及び除去
- 9) その他災害応急対策の支援

8 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- 1) 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保

(2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- 1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保

(3) KDDI株式会社（水戸支店）

- 1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保

(4) 日本銀行（水戸事務所）

- 1) 通貨の円滑な供給の確保
- 2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
- 3) 金融機関の業務運営の確保
- 4) 金融機関による金融上の措置の実施
- 5) 上記各業務にかかる広報

(5) 日本赤十字社（茨城県支部）

- 1) 医療救護活動の実施
- 2) 災害救助への協力

- 3) 救援物資の配分
- (6) 日本放送協会（水戸放送局）
 - 1) 広報
 - 2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - 1) 高速自動車国道等の交通の確保
- (8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - 1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（放射線モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - 2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - 3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - 1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - 2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - 3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- (10) 日本原子力発電株式会社
 - 1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - 2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - 3) 原子力防災に必要な教育・訓練
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - 1) 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
- (12) 日本通運株式会社（茨城支店）
 - 1) 災害対策用物資の輸送への協力
- (13) 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）
 - 1) 災害時における電力供給
- (14) 日本郵便株式会社（那珂郵便局）
 - 1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - 3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - 4) 災害時における郵便局窓口業務の維持

9 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人茨城県医師会（那珂医師会）、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会
 - 1) 原子力災害医療等の医療救護活動への協力
 - 2) 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
 - 1) 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞、株式会社茨城放送）
 - 1) 広報
 - 2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

10 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) J A常陸
 - 1) 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - 2) 食糧供給支援
- (2) 那珂市商工会
 - 1) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
- (3) 学校法人
 - 1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
 - 2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
 - 3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
- (4) 公益社団法人茨城原子力協議会
 - 1) 広報
 - 2) 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
- (5) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く。）
 - 1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - 2) 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - 3) 防災上必要な社内教育及び訓練
 - 4) 自衛防災組織の充実・強化
 - 5) 環境放射線監視の実施及び協力
 - 6) 通報連絡
 - 7) 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
 - 8) 災害状況の把握及び報告
 - 9) 緊急時モニタリングの実施及び協力
 - 10) 原子力災害医療活動の実施及び協力
 - 11) その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (6) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く。）
 - 1) 緊急時モニタリングへの協力

- 2) その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (7) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く。）
- 1) 広報
- 2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (8) 公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会
- 1) 原子力災害医療活動への協力
- 2) 健康影響調査（健康診断等）への協力

第7節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設の範囲については、「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする。

本市において原子力災害対策重点区域は、表1のとおりとする。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域 ^{注1)}

原災法対象事業所	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の範囲 (半径)	対象区域
日本原子力発電（株） 東海第二発電所 (略称：原電東海)	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km	本米崎
			(UPZ) 約30km	市全域 (本米崎を除く)
三菱原子燃料（株） (略称：三菱原燃)	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	本米崎 向山

※注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、市及び防災関係機関が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・ 緊急時モニタリングの実施
- ・ 広報の実施
- ・ 避難・屋内退避等の方法
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・ 原子力災害医療の実施（スクリーニングを含む）
- ・ 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・ 緊急輸送の体制の確立
- ・ 飲食物・生活必需品の供給
- ・ 交通規制
- ・ 治安の確保
- ・ その他防災対策活動に必要な事項

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的な避難等の予防的な防護措置を実施することとする。

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

(1)警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要なP A Z内の者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

(2)施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆への放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。この段階では、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。

(3)全面緊急事態

原子力施設において公衆への放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。この段階では、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zにおいては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第9節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

- (1)施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて防災行政無線、ホームページ、広報車等により、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図るものとする。
- (2)事故のケースは放射性物質の放出等に関する原子力事業所からの情報、放射線監視情報等から迅速に判断する。このために、あらかじめ各ケースに相当する放射性物質の放出量、空間線量率、排気筒、又は環境中での放射性物質濃度等を概算して整備しておく。